

○平成 31 年 2 月 20 日(水)午前 10 時～ 山口県議会議員選挙、立候補者説明会の質疑応答

司会者「それではご質問を受けたいと思います。ご質問がある方挙手をお願い致します」

吉村親房「はい、本日は、ご丁寧なご説明誠にありがとうございました。また、貴重なご資料ありがとうございます。時間も大分過ぎておりますから、的確なご質問をさせていただきます。選挙委員長様には、一つご対応願います。二つほど手短にご相談させていただきます。私、下関に生まれてこの度 19 回目の立候補になるんでございますが、この体験は 46 年、前回の選挙まで体験しております、前回の選挙の後ですね、異議申し立てをさせていただきます、広島高等裁判所で裁判をして、最高裁判所に上告が受理されまして、日本国憲法違反ということで取り上げられて、最高裁の第三小法廷で審議されております。

重要なことですから一つ宜しく願います。と申しますのは、これまで、選挙立会人を候補者は出すことができることは皆さんご承知でございますが、私共 18 回、選挙立会人を出させて頂いたんですが、開票について立会が十分できていないわけでございます。それを選挙の度にお願いますが、させて頂けない。それでやむなく異議申し立てをしたわけでございます。この最高裁の上告受理というのは重いことでございますから宜しく願います。

と申しますのは、今度の選挙は絶対に、候補者別得票概数票なるものの発表はやめて下さいませ。これはどういうことかと申し上げますと、これをやられますと、候補者も、選挙立会人も、山口県の有権者の誰もが、その開票と発表は、公正なものか確認できないわけでございます。そこをお願いでございます。今回の選挙は絶対に、候補者別得票概数票なるものを発表をしないで、選挙立会人が票を確認した後、発表をお願い致します。と申しますのは、候補者別得票概数票が発表されまして、開票会場に掲示されます、選管さんの手です。それでマスコミさんが報道されます。実はその瞬間に「概数票」が「確定票」にすり替わるカラクリが山口県 48 年実行されているわけです。軽々に最高裁に上告は受理されません。また今度異議申立てするようなことがないように公正な開票をお願い申し上げます。

そして今一つ手早に申し上げます。前回も選挙長さんと事務局長さんと 1 時間半ほど私と話し合いをさせていただきます。急所だけ時間とってはいけませんから、それでこの件はですね。選挙長様と選挙事務局長様がですね。4 年前の選挙の前、ちょうど立候補説明会で、色々な選挙法の書面出されてですね。しゃべられますけども意味不明です。と申しますのは、選挙立会人が確認してない票を外に発表するなどは、あつてはならないということをお願いして、それから開票の立会監視は有権者の代理、候補者の代理で立会するのに、その立会人が遠くの席に座らされて開票の所に近づけないのはなぜだと申し上げたんですね。そしたら選挙長様と事務局長様は、「開票の秘密がある」からそうしているんだとはっきり申されている。記録も頂いています。最高裁にも出しています。これは大変なことでございます。選挙立会人は、開票の公正を確認するために立会の任務があるわけでしょ。それを下関は「開票の秘密があるから、選挙立会人に立会させない」というのはおかし